

インフルエンザの出席停止期間の数え方

インフルエンザ発症後、登園可能になるには下記の2つの条件を両方満たす必要があります。

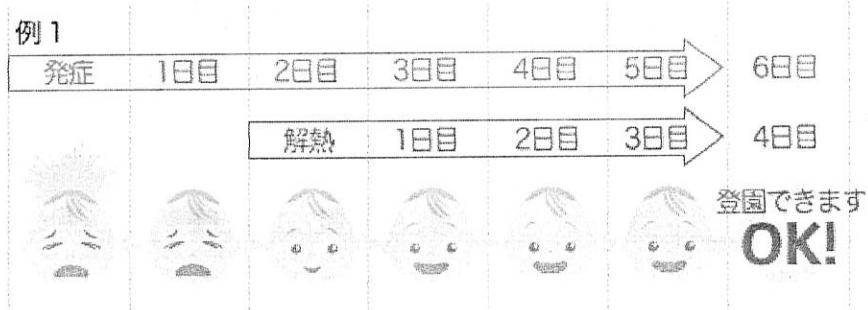
- 解熱後3日が経過していること
- 発症後5日が経過していること

発症とは発熱の症状が現れたことを指します。

日数の数え方は、発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。

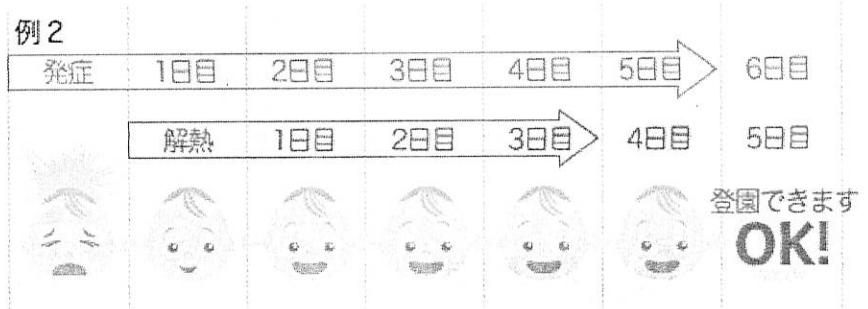
解熱とは平熱のことです。

例1



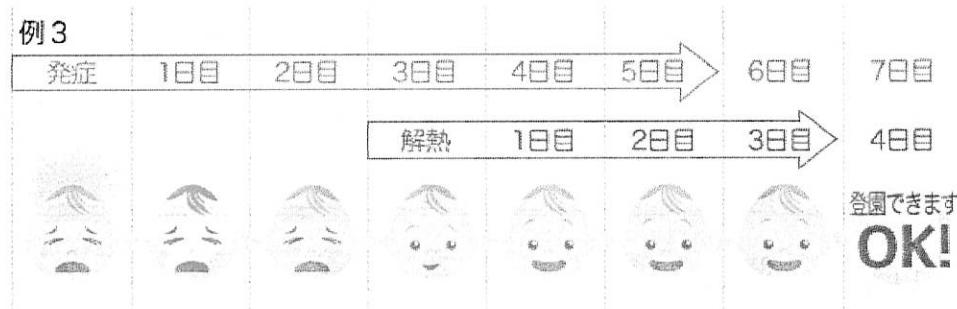
この場合、発症後6日に登園できます。

例2



この場合、解熱して3日経過しても、発症後5日が経過していない為、すぐには登園できません。発症後6日に登園できます。

例3



この場合、発症後5日が経過していても、解熱後3日が経過していない為、すぐには登園できません。発症後7日に登園できます。

インフルエンザに感染後、登園するためには「体温経過表」と「登園届」を記入し、提出する必要があります。インフルエンザと診断を受けた場合は、園まで連絡をお願いします。

※幼児はまだ免疫機能が未熟なため、ウイルスの増殖期間が長い、と言われています。そのため、出席停止期間が長く設けられています。インフルエンザを100%制圧する、というよりも、一人ひとりが停止期間をしっかり休むことによって感染（流行）のスピードを緩やかにし、規模を縮小する効果があります。

一度に多くの人が感染する＝爆発的な流行、蔓延化は、お子さんや高齢の方、持病のある方が重症になる確率が上がります。さらに働き手のお父さん、お母さんが活動できなくなる、など社会機能にも影響します。